



宇治市消防職員採用試験実施要項

平成30年7月30日
宇治市消防長 中谷 俊哉

宇治市消防職員採用試験を次のとおり実施します。

| | |
|--------|--|
| 受験申込期間 | 平成30年8月1日(水)から平成30年8月21日(火)まで (持参の場合、日曜日、土曜日及び祝日は申し込み出来ません) |
| 第1次試験日 | 平成30年9月16日(日) |
| 採用予定日 | 平成31年4月1日(月) |

1 職種、採用予定者数及び受験資格

| 職 種 | 採用予定者数 | 受 験 資 格 |
|-------|--------|--|
| 消 防 職 | 若干名 | 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、 学歴は問わないが学校教育法による高等学校卒業程度の学 力を有し、かつ、通勤時間が1時間以内の方 |

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(成年被後見人または被保佐人等)に該当する方は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

◎ 身体的要件

視力が矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ、一眼で0.3以上であること。
聴力、言語、その他身体に職務遂行上の支障がないこと。

2 試験の内容、日時及び場所

| 区分 | 内 容 | | 日時及び場所 |
|-------|------|--|---|
| 第1次試験 | 教養試験 | 公務員として必要な教養及び知識全般 についての筆記試験(多肢選択式) | 平成30年9月16日(日) 午前9時30分から正午 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2) |
| 第2次試験 | 作文 | 規定課題に基づく文章作成(最終試験 の面接資料とします。) | 10月中旬に予定していま すが、具体的には第1次試 験合格者に対してのみ文書 で通知します。 |
| | 適性検査 | 消防職員としての適応性及び迅速性等並び に性格特性についての検査(最終試験の面 接資料とします。(多肢選択式)) | |
| | 集団面接 | 主に人物・知識などについて集団面接 | |
| 最終試験 | 体力検査 | 職務遂行に必要な体力検査(肺活量・ 握力・腕立て伏せ等) | 11月中旬に予定していま すが、具体的には第2次試 験合格者に対してのみ文書 で通知します。 |
| | 個人面接 | 主に人物・知識などについて個人面接 | |

注意事項

※ 申込者数により試験会場を変更する場合があります。

※ 第2次試験以降の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません。

3 合格発表(予定) ※合格発表の時期は変更する場合があります。

| 区 分 | 発 表 の 時 期 及 び 方 法 | |
|---------|-------------------|---|
| 第1次合格発表 | 10月上旬(予定) | 宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。また、発表の翌日から当市のHPでも受験番号を掲示します。 (http://www.city.uji.kyoto.jp/) |
| 第2次合格発表 | 11月上旬(予定) | |
| 最終合格発表 | 11月下旬(予定) | |

※ 電話による可否の照会は、受け付けません。

4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市消防職員採用候補者名簿に登録し、平成31年4月1日以降、必要に応じ採用します。採用後、消防学校(全寮制)に約7カ月間入校することになります。登録有効期限は、平成32年3月31日までです。

5 受験申込みの手続

(1) 持参して申し込む場合

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 平成30年8月1日(水)から平成30年8月21日(火)まで 午前8時30分から正午及び午後1時00分から午後5時00分まで (ただし、日曜日、土曜日は除く) |
| 受付場所 | うじ安心館(宇治市宇治下居13-2) 2階 消防総務課 |
| 提出書類 | ①採用試験申込書・受験票【市指定】(A4横 写真4cm×3cmを貼付) ②履歴書【市指定】(A4縦画面印刷 写真4cm×3cmを貼付) |
| 注意事項 | ①代理申し込みも可能です。 ②受付最終日は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。 |

(2) 郵送で申し込む場合

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 平成30年8月1日(水)から平成30年8月21日(火)まで 8月21日(火)までに到着したものに限り受け付けます。 |
| 郵送先 | 〒611-0021 宇治市宇治下居13-2 宇治市消防本部 消防総務課 (封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きして、「特定記録」郵便で申し込んでください。) |
| 提出書類 | ①採用試験申込書・受験票【市指定】(A4横 写真4cm×3cmを貼付) ②履歴書【市指定】(A4縦画面印刷 写真4cm×3cmを貼付) ③返信用封筒(定形235 ^{ミリ} ×120 ^{ミリ} 以内)1通(受験票の送付に使用しますので、郵便番号、住所及び氏名を明記し、 82円分の切手 を貼り付けて、必ず提出してください。) |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 受験票の送付を特定記録郵便にてご希望の場合は、返信用封筒に242円分の切手を貼付してください。 提出書類の記載事項に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申し込みの遅延については一切責任を負いませんので、十分注意して手続きを行ってください。 受験票が試験の4日前までに届かない場合は、消防総務課までお問い合わせください。(TEL:0774-39-9401) |

6 提出書類の取り扱い

受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

受験申込みの際に提出いただいた提出書類のうち、不合格者の履歴書については試験終了後に返却いたします。

返却をご希望の方は、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書）を持参のうえ、各試験合格発表日から2週間以内に消防総務課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、履歴書返却希望の旨を明記し、返信用封筒（定形235^{mm}×120^{mm}以内）1通（郵便番号、住所、氏名、受験番号を明記し、**82円分**（特定記録郵便による返却希望の場合は**242円分**）の切手を貼付。）を各試験合格発表日から2週間以内に消防総務課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の履歴書は、処分させていただきます。

7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（税込みの月額）

| | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 |
|-----|----------|----------|----------|
| 採用時 | 188,100円 | 170,700円 | 158,800円 |

<上記の額は、平成30年7月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都市府市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

8 受験についての照会

受験手続等に関する問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市消防本部 消防総務課 企画人事係

〒611-0021 宇治市宇治下居13-2 TEL 0774-39-9401

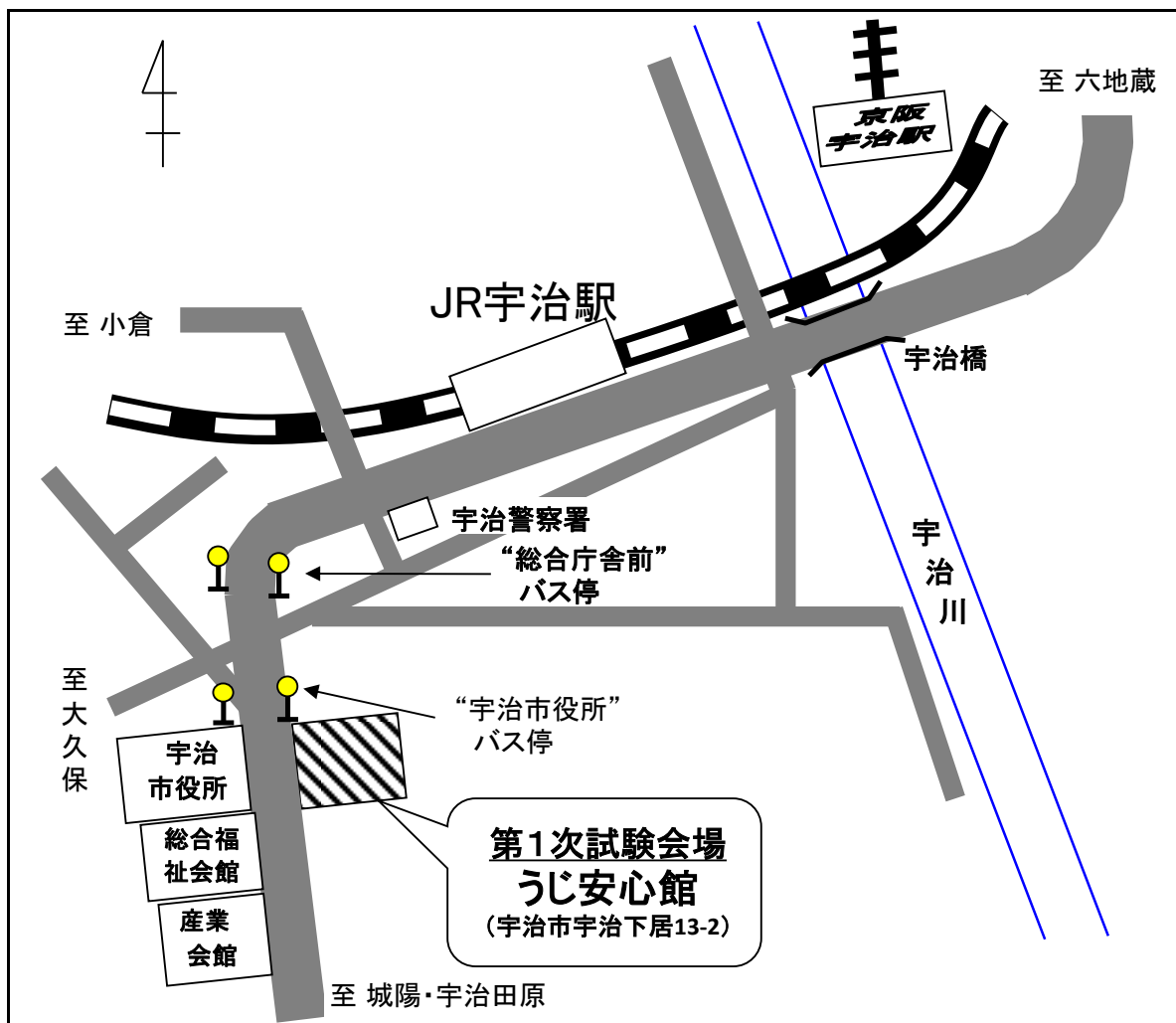
9 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

| 試験区分 | 開示できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所等 |
|-------|--------|--------------|-----------------------|--|
| 全ての試験 | 全受験者 | 総合得点 総合順位 | 各試験合格 発表日から 2週間 | 消防本部消防総務課 (うじ安心館2階) 8時30分(開示初日は13時) から17時まで (日・土曜日、祝日除く) |

10 試験会場案内図



※交通案内

JR宇治駅より徒歩約10分

京阪宇治駅より徒歩約20分又は京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約5分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約5分

(宇治市役所バス停からは徒歩すぐですが、行き先により停車しないバスがあります。)

※駐車場がありませんので、車での来場は禁止します。

[地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。]

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者